

コロナ減収者に家賃補助

住居失う恐れある人対象

政府は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、離職や廃業で経済的に困窮した人の家賃を補助する「住居確保給付金」の対象を拡大する。勤務先のやむを得ない休業や自宅待機で収入が減り、住居を失う恐れがある人を支給の対象に加える。離職や廃業にまで至れば住まいを失うことになりかねないので、そうした事態を防ぐ狙いがある。

きょうつから申請受け付け

フリーランスも原則対象——と生活困窮者をサポートすに含む。社会福祉協議会など自治体の自立相談支援機



生活困窮者自立支援法 経済的に厳しい暮らしを送っている人の生活再建を地方自治体が支

援するための法律。2015年4月施行。生活保護に至る手前の新たなセーフティネットとして期待されている。失業者や多重債務者、引きこもりなどさまざまな対象を想定。事業の中の一つに「住居確保給付金」がある。今回、給付金の支給対象を拡大するが、自治体ごとに収入や資産の要件が異なるため、厚労省は自治体の自立相談支援機関に問い合わせることを推奨している。

関で二十日から申請を順次受け付ける。

支給額は自治体や世帯人数で異なる。厚労省が示した東京都二十三区の「目安」によると、単身世帯で月収十三万八千円、預貯金五十万四千円以下の場合、五万三千七百円が原則三カ月間（最長九カ月）、貸主側に支給される。

住居確保給付金は生活困窮者自立支援法に基づく制度で、現在は①離職や廃業してから二年以内②収入や預貯金が一定基準を下回る③ハローワークに申し込み求職活動をする一を全て満たした場合に限られる。今回、離職や廃業にまで至っていないでも休業や自宅待機で収入減となり、収入や預貯金が基準を下回る

東京23区の支給要件と支給額（目安）

| | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 |
|------|----------|----------|----------|
| 収入要件 | 13万8000円 | 19万4000円 | 24万1000円 |
| 預貯金 | 50万4000円 | 78万円 | 100万円 |
| 支給額 | 5万3700円 | 6万4000円 | 6万9800円 |

※厚生労働省への取材に基づく。収入要件、預貯金はいずれも金額以下の場合

などとした場合も支給対象とする。当面の間、感染防止の観点からハローワークに来所しなくても、インターネットを通じてハローワークの仮登録を行えば求職の申し込みとみなすこととした。

感染拡大で、解雇や雇い止めに遭う人が増加しつつある。厚労省の担当者は「安定した生活につなげるためにも積極的に活用してほしい」と呼び掛けている。